公立大学法人 都留文科大学 理事長 大 谷 哲 夫 様



監 査 報 告 書

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項並びに公立大学法人都留文科大学監事監査規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 10 日(業務監査)及び 14 日(会計監査)に公立大学法人都留文科大学の平成 24 年度における業務の執行について監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

都留文科大学において役員及び関係職員から業務の執行状況について報告を受け、提出された監査調書等により監査を実施しました。帳票その他証拠書類の原本及び現物の照合確認並びに担当者からの概況聴取・質疑応答などの方法により実施いたしました。

会計監査については、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュフロー計算書及び行政サービスコスト計算書)、決算報告書、平成 24 年度中における各月の合計残高試算表、総勘定元帳、残高証明書などを確認するとともに、事業年度内の特徴ある取引については、関係書類・帳票等の提示を求め、関係部署の担当者から説明を聞くなどの手続きを実施して会計監査を行いました。

業務監査については、平成 24 年度事業報告書の内容について検討し、中期計画に掲げられている 190 項目に対応した年度計画 267 項目の達成状況等を中心に、監査を実施しました。

2. 監査結果の概要

- (1)業務の執行は、適正に行われていると認める。
- (2) 財務諸表は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、法人の業務運営状況を正しく示しているものと認める。

- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 理事長、副理事長、理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。なお、理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

3. 是正又は改善を要する事項

(1)業務監査

- ① 中期計画に定める「研究の質の向上」の達成度が特に低いので、原因分析等を含めて、 一層の充実を図ること。
- ② 中期目標の数値目標として掲げられている教員志望者の教員就職者数は、若干減少しているので、一層の創意工夫が望まれる。
- ③ ②と同様の数値目標である入学試験志願者数 4,500 人を 3 年連続で下回っているので、 市民と大学、学生の密接な関係をセールスポイントとして、広報活動を展開し学生募集 につなげていく努力が望まれる。
- ④ 年度計画の達成度が十分でない項目については、達成が図られるよう継続的に取り組むこと。

(2) 会計監査

- ① 現金出納簿をその日の受払い及び残高が確認できるように整備すること。
- ② 使途を特定されていない寄附金は、翌年度には収益化すること。
- ③ 当該年度に購入した備品の耐用年数に合わせ財務諸表の重要な会計方針の記載を 3 年から 18 年に訂正すること。
- ④ 未収学生納付金の未収分が増えてきているが、初期対応を迅速に行い、回収率を高めるよう今後も努力すること。

以上